

表3-2-21 意見聴取が役にたっていない理由 (MA)

	度数	パーセント
緊急時に対応できない	17	85.0
法的強制力がない	12	60.0
実践的な助言を得られない	9	45.0
開催回数が少ない	8	40.0
児相の処遇方針とほぼ同じである	5	25.0
児相の現状に対する委員の理解度の低さ	4	20.0
形式的な進行で深い審議にいたらない	10	50.0
審議会開催の手続き・事務が大変である	5	25.0
児相で医師・弁護士等専門家を活用しておりメリットが少ない	6	30.0
その他	1	5.0

【「その他」の具体的内容】

- ・危機介入援助チームの弁護士、医師と緊急に協議が可能。

22. 部会の望ましい社会的役割

部会の望ましい社会的役割としては、「第三者的役割をはたす」が72.9%ともっとも多く、次いで「児童の権利擁護機能の充実」53.5%、「自発的に制度改善への提言をする」32.0%、「虐待死などの重大事例に関する検証を行う」29.5%となっている。

表3-2-22 部会の望ましい社会的役割 (MA)

	度数	パーセント
児相部会自体が調査、調整機能をもつ	16	12.4
第三者的役割をはたす	94	72.9
自発的に制度改善への提言をする	39	30.2
児童の権利擁護機能の充実	69	53.5
不服申し立てを受ける機関として機能する	27	20.9
虐待死などの重大事例に関する検証を行う	38	29.5
その他	3	2.3

【「その他」の具体的内容】

- ・私見であるが、子ども人権審査委員会の第三者的な役割が期待されていることから、事例によっては保護者等に意向があれば、相手方として出席が可能となるような透明性が担保されてもよいと考えている。
- ・いつでも必要な時に開かれることが大切である。

23. 審議にかける事例の選択方法

- ・児童相談所の処遇を福祉・心理・医学・法律の専門家の立場でさらに慎重に検証してもらう必要がある事例の場合。

- ・保護者の意向と一致しないときは、児童福祉法28条による申し立てを視野にいれて意見を聴取する。また、保護者への児相の決定を権威づけるために意見を聴取する。
- ・28条に基づく家裁の承認の申し立てを行うべきか判断しかねる場合。
- ・入所措置を同意の上とったが、その後引き取りを強く要求している場合等。
- ・処遇会議によって決定している。
- ・保護者の意向と児童相談センターの処遇方針が一致しない時。
- ・当相談所では審議会にかけた事例がない。
- ・28条事例を中心に、保護者の意向と措置等の対応の必要性が一致しないときに提出している。
- ・28条申請を検討している場合。
- ・施設入所そのもの自体は問題ないが、児童の処遇先に判断ができない場合。
- ・児童の問題行為が大きな社会性を帯びている場合。
- ・処遇について保護者と当所の意向が大きく食い違っている場合。
- ・判定・処遇会議において、審議会に諮るべきかどうか検討する。
- ・特に児童虐待の場合に考慮する。
- ・子どももしくは保護者の意向が児童の措置と一致しないとき。
- ・該当事例があれば、処遇会議により検討することとしている。
- ・①28条の申し立てを念頭に入れているケース。(1)施設入所に親等が反対しているケース、(2)一時保護に親が同意しなかったケース、(3)一時保護に親が同意したが、今後、処遇について親と対立する可能性のあるケース。②(1)その他、児相が意見を聴取しておきたいケース。
- ・児童相談所長が必要と認めるときと考えている。
- ・児童相談所の処遇方針と保護者等の意向が一致しない場合。または、措置解除を巡って児童相談所と施設の意見が異なるなど、必要と判断されたときに審議会へ諮ることとしている。
- ・設問のとおり2つのケースが考えられる。「子どももしくは保護者の意向が児童相談所の措置と一致しないとき」については、まさにそのとおりの時、「児童相談所長が必要と認めるとき」も同様で、無理に分類すれば本府では、里親認定のうち、親族里親については、児童相談所部会で審議することになっているためこれに当たるのだろうか。
- ・児童相談所の処遇会議を経て出された処遇指針と、児童もしくは保護者の双方もしくはいずれかの意見が一致しない場合。また、児童の真のニーズの把握やこれに基づく親への代弁・説得・調整・強制的介入、司法機関等関係機関との調整等、より幅広い専門性が求められるときや、判断の客観性が求められるときに活用している。
- ・28条の申し立ての適否について。
- ・虐待により入所しているケースで家庭復帰の適否について。
- ・児相が予定している措置に対し保護者が反対し、説得が不可能な場合。
- ・触法通告事案で、家裁送致することの妥当性を問う場合。
- ・保護者が引き取りを強く求めているが、現段階での引き取りは不適切と考える児相の判断の妥当性を問う場合。
- ・両方ではあるが、具体的には28条申し立て検討(引き取り強要含め)および児童の権利

侵害ケース等の事例を提出する。

- ・上記2点はもちろん含まれる。加えて、法28条の申し立てを検討することになった事例は事案の内容によらず、原則的に提出・報告していくこと（33条も同じ）にしている。
- ・現段階では特に考えていない。
- ・虐待事案のなかで、保護者の分離の同意が得られず、28条を視野に入れたケース。
- ・保護者と児相の意見対立が激しい場合。
- ・児相の措置に合意形成が必要とされる場合。
- ・「児童相談所長が必要と認めるとき」であり、部会開催の日程とケースの進行状況を見ながら行う。
- ・児童福祉法第28条に基づく施設入所措置に対する家庭裁判所の承認に関する申し立ての可否についての判断を仰ぐ場合。
- ・子ども若しくは保護者（親権者）の意向が児童相談所の措置と一致しないとき。
- ・東京都児童福祉審議会子ども権利擁護部会への諮問の取り扱いについて必要な事項を定めた「児童福祉審議会子ども権利擁護部会への諮問に係わる取り扱い要領」に則り、事例を選択している。
- ・児童相談所において、児童の施設入所を決定するまでには、児童や保護者と児童相談所が面接を繰り返し、最善の方向について検討を重ね絞り込んでいくが、それでも意見の一致を見ない場合は部会の意見を聴取する方法をとっている。
- ・施設入所または入所継続が必要と判断するが、保護者の同意を得ることが困難なケース。
- ・法的・医学的・教育的な問題などについて、より専門的に幅広く意見を求める必要があるケース。
- ・一致しない場合に欠けることとなるが、選択については、ケースにより異なると考える。具体的に決めていない。
- ・法28条の申し立てを行うべきかどうか児童相談所としては判断しかねる場合。
- ・措置について、保護者の意向の確認が困難か不可能な場合。
- ・法律、医療等の専門的な意見を求める必要がある場合。
- ・意向不一致の場合の他に、児童相談所がとった処遇決定の適切性についても意見を聴く。
- ・15年度の審議ケースは「児童相談所長が必要と認めたとき」に該当。27条1項3号の措置を取る必要があった（虐待ネグレクトケース）が、保護者（母）の所在が確認できず、同意を取ることができなかった。（※審議後に保護者の所在が判明して同意を取ることができた。）
- ・政令に定める上記設問の基準に従い、所内措置会議で決定している。
- ・保護者の意向が児童相談所の措置と一致しないとき。
- ・これまでの案件はすべて「子どももしくは保護者の意向が児童相談所の措置と一致しないとき」に該当する。具体的には、児童相談所の施設入所措置に対する親権者の不同意というケースがほとんどである。
- ・意見の不一致はもちろん、その他の事例についても専門家からの意見聴取が必要な場合は審議会にかける。
- ・審議にかけた事例はないが、保護者の意向が児童相談所の措置と一致しないときに検討した。

- ・当該措置（措置解除を含む）と当該児童の保護者の意向が一致しない場合。
- ・当該措置（措置解除を含む）と当該児童の意向が一致しない場合。
- ・複雑困難なケースで、措置決定を行うために法律又は医療等の専門的知見が必要であると、子どもセンター所長が認めた場合。
- ・所長が必要と認めるとき（ケースバイケース）。
- ・上記の基準により所内会議（ミニ処遇会議）等で決定。一度審議会にかけたケースで処遇方針の変更があった場合にも提出している。
- ・保護者の意向が児童の措置と一致しないとき。
- ・子どももしくは保護者の意向が児童相談所の措置と一致しないとき。
- ・当所において審議会に附した事例はないが、前者の場合によるもの、特に保護者の意向と一致しない場合が考えられる。
- ・処遇困難ケースの今後の方針を参考としたい場合。
- ・子どももしくは保護者の意向が児童相談所の措置と一致しないときで、具体的には児童福祉法第28条に基づく施設入所措置に対する家庭裁判所の承認に関する申し立てを行うべきかどうか、児童相談所として判断しかねる場合等。
- ・「子どももしくは保護者の意向が児童相談所の措置と一致しないとき」はすべて審議する。
- ・児童福祉法第28条申し立て。
- ・処遇の判断に迷うとき。
- ・次のいずれかの場合、（ア）当該措置（措置解除を含む）と当該児童の保護者の意向が一致しない場合、（イ）当該措置（措置解除を含む）と当該児童の意向が一致しない場合、（ウ）複雑困難なケースで、措置決定を行うために法律又は医療等の専門的知見が必要であると、子どもセンター所長が認めた場合。
- ・現状では、法28条申し立てが適当であると判断される事例に限定している。
- ・保護者の意向と児相の措置が一致しない場合。
- ・児童の健康や生命について行政の立場からみて放置できない程度の虐待が行われたか行われるおそれがあると認められ、法第27条1項3号の措置に対して、保護者が不同意のケースについて「処遇会議」で検討のうえ審議会にかけるか否かを決定している。
- ・基本的には、法28条申し立てのケースおよび法第27条第1項第4号のケースを案件として考え、それ以外は必要に応じ選定している。
- ・埼玉県児童相談所事務処理要領では、児童福祉法第27条第1項第1号から第3号までの措置もしくは第2項の措置を採ろうとする時、若しくは、その措置を解除し、停止し、他の措置に変更し、または延長する場合で、児童相談所が決めた措置と、児童若しくは保護者と意見が一致しない時となっている。なお、現状では、28条の申し立てをしようとする時、27条第1項の規定に基づき、児童に対して同項第3号に掲げる措置をすることが不可能なとき（同条第4項の規定により措置を行うことができない場合を除く）に審議会にかける例がほとんどである。
- ・法28条に基づく施設入所措置に対する家庭裁判所の承認に関する申し立てを行うべきかどうか判断しかねる場合に限られる。
- ・定例のケース会議において検討、決定する。

- ・「児童相談所長が必要と認めるとき」を主としている。児童相談所の措置決定プロセスについても意見を求め、子どもや保護者の意向と一致しない状態になる前段階で適切な助言が得られるよう事例の選択を行っている。法第28条に関わる事例については、事後においても審議会の意見を求めている。
- ・保護者の意向が児相と一致しないとき。
- ・上記の二つの場合、前者はもちろんであるが、後者の場合は判断が分かれると思われる。平成14年度に保護者が行方不明中のケースで措置変更が必要となり（保護者の同意がとれないので）、審議会の意見を聴取したことがある。いづれにしてもあまり窮屈に考えなくてもよいのではないか。
- ・当該児童相談所が意見聴取を必要と判断した事例を選択している。
- ・処遇会議において、児童福祉司の意見が一致しないときに審議会に諮問し、意見を聞くべきと考えているが、近年そのような事例がない。したがって、審議会に諮問した事例はない。
- ・意向が一致しない事例、専門的知見を要する事例を提出。
- ・提出事例については、毎週実施している処遇会議のなかで確認している。処遇の方針が一致しない場合はもちろんのこと、処遇困難事例については、極力「子ども人権審査委員会」の意見を聞くことにしている。とくに、処遇の節目で目的を持って提出するように心掛けている。所長が判断することが多いが、職員が「子ども人権審査委員会」設置の趣旨を認識して、活用に向けて自覚が持てるようになることを期待している。
- ・審議事案なし。
- ・当県は「児童相談所部会」ではなく、「児童擁護部会」と称し、里親の登録の審議と28条措置とを審議会にかけている。
- ・28条申し立て事例。
- ・施設内での人権侵害事例。
- ・家裁送致事例。
- ・重度の児童虐待ケースで子ども若しくは保護者の意向が児童相談所の措置と一致しないとき（主に28条申立の適否判断をお願いしている）。
- ・施設入所について、保護者の意向と児童相談所の方針が一致しないとき。
- ・法律적アドバイスと精神医学的アドバイスを中心に専門的意見を聴取したいとき。
- ・28条申し立ての妥当性を確認したいとき。
- ・児童としては対象児を入所させたいが、保護者の同意がなかなか得られないケース。
- ・28条を検討している事例。
- ・法的・医学的な専門家の助言を得たい事例。
- ・児童福祉法28条関係ケース。
- ・少年法24条ケースで、施設からの一時帰省の際、保護者・児童双方が帰園を拒む場合がある。審議会の対象事例と考えるが、帰園に向けた実効性がないのでかけていない。
- ・上記条件に合致するケース。
- ・「子どももしくは保護者の意向が児童相談所の措置と一致しないとき」として、（1）保護者が施設入所を拒否、また親が行方不明で子どもが施設入所を強く拒否したとき、（2）法28条に基づき施設入所措置で家裁に承認の申し立てを行う全てのケース。「児

童相談所長が必要と認める場合」として、措置解除をめぐり、児童相談所と施設の意見が異なるときなど。

- ・処遇会議により児童養護施設等への措置が決定された際に、保護者から同意を得ることが困難な場合。
- ・処遇困難ケースについての提出が主となっている。
- ・意見が一致しないとき。
- ・提出事例は、毎週実施している処遇会議の中で確認している。①保護者の意向と処遇が一致しない事（児童福祉法第28条の検討等）、②処遇困難事例（医師、弁護士等の専門的知見を要する事例）。
- ・所内での判定・処遇会議に基づき決定している。
- ・当所においては、これまで審議会に児童福祉法28条承認事例の結果報告はしてきたが、審議会開催と意見聴取の時期の調整がつかなかったことから、審議依頼をしたことはなかった。審議会の開催時期との調整がつけば、対外的に処遇の客観性、透明性を示す必要のある事例については、審議依頼したいと考える。
- ・児童を施設入所措置する必要があり保護者の意向と一致せず、28条申し立てを行うべき事例で、多角的に検討すべきもの。
- ・児童福祉法28条の申立事例報告及び虐待事例などの処遇困難事案。
- ・保護者が死別又は行方不明等のため、施設入所の意向が確認できない等の事例。
- ・措置における意向の一致不一致に直接関わらない措置に付随した問題であるが、専門的知見を求める場合。
- ・児童福祉法第28条に基づき家庭裁判所の承認を得る場合。
- ・審議会に提出するための事務手続きなど労力の大きさ等から、これまではケースワークの中で保護者の同意に向けて努力してきた。弁護士への相談や、28条の申し立てによる法的対応がより有効と考える。
- ・当所では、特に「こういった事例に限る」といった選択はしていない。
- ・児童相談所長が必要と認める時にかけている。
- ・平成15年度から平成17年2月1日現在の間、同部会に諮問した4つのケースすべてが、保護者による虐待に起因し、児童福祉施設入所を承諾しないため28条の申し立てを行うことについての事例である。
- ・県社会福祉審議会児童福祉専門分科会保護母子部会が開催されているが、主に里親関係の審議をしている。
- ・児童福祉法第28条による家裁への申し立てにあたって児童相談所部会の意見を聴取する。また、児童相談所の処遇にあたり、その処遇が適正であるかどうか、よりよい処遇はないか等のために意見を聴取する。
- ・両方の場合がある。前者の場合は虐待ケースで第28条を検討しているケースです。
- ・平成15年度の例でいえば、立ち入り調査については、一律に「子どももしくは保護者の意向が児童相談所の措置と一致しないとき」と判断。
- ・家庭裁判所への強制的措置許可申請の申し立て等は「児童相談所が必要と認めるとき」に該当すると判断した。
- ・児童相談所の措置、措置変更に対し、保護者、児童の同意が得られない場合。

- ・家庭裁判所へ送致もしくは申し立てを行ったときは審議会に報告。
- ・当児童相談所においては過去（平成13年度以降）2件しか児童相談所部会に審議をかけたことがない。第1のものは法28条申立事案で、「子どももしくは保護者の意向が児童相談所の措置と一致しないとき」という事案の典型的な例で、法28条事案は原則として部会にかけることとなっている。第2のものは行動化による処遇困難児童への処遇（施設入所が困難であるため当時は在宅）についてで、「児童相談所長が必要と認めるとき」の事案である。後者の事案は1件しかないのをこれを一般化して「事例の選択基準」を示すことは難しいが、あえて説明を試みると、児童相談所だけでは処遇決定を行う事が難しい場合ということになるだろう。
- ・「子どももしくは保護者の意向が児童相談所の措置と一致しないとき」がほとんどであるが、各児童福祉司が助言指導しているものの中で、指導が困難なケースについて助言をいただく場合もある。
- ・選択基準は決めていないが、職権により親子分離をしたケースや親子の再統合に向けての処遇方針など、児童相談所の判断の妥当性、客観性を再評価してもらいたい事例を審議会に諮っている。
- ・法28条に基づく施設入所措置に対する家庭裁判所の承認に関する申し立てを行うかどうか判断しかねる場合。
- ・同意の上、入所措置を行ったが、その後引き取りを強く要求している場合。
- ・所定での処遇判定会議で方針決定する。
- ・児童虐待が明らかな事例で、来所相談や訪問面接等を拒否する保護者に対して、児童相談所が対象児童の安全確保のための緊急一時保護や28条申し立てなど職権による施設入所などの処置を決定する際、その客観性・透明性を担保し、保護者への説明力を増すため。
- ・虐待事例で、子どもは施設入所を希望しているにもかかわらず、保護者が同意せず、28条の対応をとる場合、審議会の意見を求めている。
- ・審議会にはかかる必要性が認められる事例については、所内での処遇会議等で、意見照会の要否、目的等を決定している。
- ・法27条に関する事項について、児童相談所で予定している措置と児童または保護者の意向が一致しないとき、措置または措置解除後の処遇への対応について、法律医療等の観点から専門的な知見が必要なとき、家裁の承認に関する申し立てに関して判断しかねるとき、保護者が行方不明で措置変更などの意向が確認できないときなど。
- ・「子供もしくは、保護者の意向が児童相談所の措置と一致しないとき」また、法28条に基づき施設入所措置で家裁に承認の申し立てを行う全てのケース。
- ・提出事例については毎週実施している処遇会議のなかで確認している。処遇の方針が一致していない場合は、もちろんのこと、処遇困難事例については極力「子ども人権審査委員会」の意見を聞くことにしている。特に処遇の節目で目的を持って提出するように心がけている。ちなみに本県では、児童審査福祉審議会に「権利擁護部会」を設置し、その専門調査機関という位置付けで「子ども人権審査委員会」を設置している。
- ・処遇に困難を来しているケースについて意見聴取をする必要がある場合。
- ・すでに処遇を行ったケースについての検証。

- ・家庭裁判所に送致するケース及びその可能性を有するケース。
- ・保護者が所在不明や疾病、障害等で意向確認が困難なケース。
- ・児童相談所長が必要と認めるケースは極力審議議題とするように努めている。
- ・児童相談所が強い権限のもと処遇を行うに際し、その適否を判断するために客観的、専門的意見が必要な場合。家裁に送致するケース。
- ・施設児童の家庭引取り期間が保護者（関係機関）間で合意が得られない。
- ・家裁審判、児童への強制措置を付することへの意見。
- ・夫婦間で施設入所の意見が異なり、ネグレクトが長期化する恐れのある世帯への法的判断及び強制介入について。
- ・施設入所措置に関して、児童相談所の措置と児童及び保護者の意向が対立し調整が困難な場合、とくに保護者が入所措置について同意しない場合。
- ・前者の場合、基本的に事後報告を含めて聴取対象としている。後者については現在まで事例がないが、保護者が行為無能力者であるなど特異事例については検討する必要があると思われる。
- ・措置について保護者の同意が得たい時。
- ・運営指針の例示を参考にすのほか、客観的かつ専門的意見をもらう場として積極的に活用している。
- ・処遇方針に関する意見を求め、処遇の適正化を図りたいケース。
- ・虐待事例等法的医学的アドバイスを求めるケース。
- ・保護者が施設措置に反対している事例で法28条申請が予想されるものはすべてかけるようにしている。
- ・事例の選択は、子どもの権利侵害が重大であり保護者の意向が子どもの利益を守れないと児童相談所長が判断した時である。児童虐待ケースで施設入所が必要と児童相談所が判断したが、保護者等が施設入所等に同意しない時などが考えられる。
- ・所内処遇会議で検討のうえ、上記内容の「児童運営方針」の基準を基本として事例選択したいと考えている。
- ・虐待している保護者が施設入所を拒んでいる事例。
- ・法28条申し立て時の留意点の聴取。
- ・虐待する保護者への指導、援助方法について意見聴取。
- ・虐待ケースの親から強引な引き取り要求の対応について。
- ・親子分離が必要な児童の保護者が入所措置に同意しないとき。
- ・厚生労働省児童家庭局長通知「児童相談所運営方針」（平成10年3月31日児発第247号）の第3章第7節「都道府県児童福祉審議会への意見聴取」2－（2）ア～オの事例に該当するものについて選択している。
- ・基本的には児童福祉法第28条の適用をとる場合は、審議会に図っている。具体的には虐待のリスクが高く家庭分離の方針を出しているが、親権者が同意しないケース。

#### 24. 部会の運営について工夫していること

- ・虐待防止対策班（中央児相）と事前に協議し問題点・課題を整理の上提出している。
- ・部会の審議委員の意見を伺うというだけでなく、事例に関わっている職員（ケース担

当の児童福祉司・心理判定員・精神科医・一時保護所職員・保健師・虐待担当児童福祉司)や地域で事例の家族に関わっている関係機関の職員(区役所の虐待ケース担当者・家庭児童相談員・福祉事務所の担当ケースワーカー・保健師・保育所の保育士・学校の教師・病院の医師・看護師等)が、お互いの意見を交換しその場で今後の方針を出して、すぐに対応できるように工夫していた。また、そのやりとりを通して、出席者の研修となるように考えた。さらに、審議の様子を、児童相談所の職員が傍聴できるようにし、職員の研修の場として活用した。

- ・審議事例に関わりのある職員が同席して傍聴したり、質疑に関する必要な事項について意見を求められた際には詳細な報告を行ったりして、審議事例の協議に参画する機会が設けられている。
- ・ケースワーク上の課題について各所で十分議論しておくこと。児童相談所部会はケース会議の場ではないと確認しあった程度。
- ・原則毎月1回の定期開催とし、適時に審査できる体制とした。
- ・開催場所と開催時期を予め前年度のうちに、決めておき、委員が計画的に参加しやすかった。
- ・開催していないので不明。
- ・関係機関職員の参加。
- ・緊急に開催される場合があり、委員の都合がつかない等があり、医師(精神科、小児科)の選任も含め動きやすい立場の人に替わってもらったこともある。
- ・中央児相と合同開催している。
- ・運営については、児童家庭課の所管事項であり、又、平成12年度から現在まで当所で児童福祉審議会にかけた児童相談事例はないため、特に工夫等は行っていない。
- ・審議会に諮問した事例がない。
- ・「子ども人権審査委員会」設置の目的を実現するためには、意見具申の内容が具体的な援助に実態的に反映されることが必要であると考えている。こうした意味で、意見具申が実際の処遇に活かされるよう処遇の節目節目で提出するように心掛けている。当然、同じ事例について何回にもわたって提出することも少なくないし、その後の処遇経過を報告するのも当然の責務であると考えている。「子ども人権審査委員会」と児童相談所のいい意味での緊張関係が子どもの人権を確保するために不可欠であることを自覚して、相互が役割発揮することを心掛けた運営に努めることで、マンネリ化、空洞化することを防ぐことができる。したがって、処遇が進み、結論が出てしまっていたり、取り組みがすでに終了した段階で、児童相談所の方針を追認してもらうような「子ども人権審査委員会」への事例提出は、設置の趣旨にも矛盾するし、そうあってはならないと厳に戒めている。
- ・部会設置時点の平成11年3月に開催。以後審議事案なしの状況。なお、28条ケースなどについては、当部会の上部組織である「児童福祉専門分科会」において取り扱い経過を報告している。
- ・14年度に開設した児相で、実質に部会を開催したのは15年度からである。現時点では、工夫といえる報告事項はない。
- ・幅広い観点からの客観的な意見を求めるため、児童にかかわる専門家(大学教授、精神

- 科医、小児科医)、法的な専門家(弁護士)、のメンバーで構成している。
- ・資料を簡潔にする。
  - ・部会の事務が平成15年度から中央児童相談所である宇治児童相談所に移行し、事務運営の効率化を図った。
  - ・児童福祉の専門家(大学教授、小児歯科、精神科医)や法律の専門化(弁護士)をメンバーとし、幅広い視点から客観的な意見を頂いている。
  - ・事例提出票により事前に配布する。
  - ・委員は事例提出票をあらかじめ読んでおり、当日の委員への説明は簡潔に行い、審議する時間を多くとるようにする。
  - ・運営は県子ども家庭課で行っている。
  - ・平成14年10月の里親制度改正に伴い、「親族里親」及び「短期里親」の認定について、処遇困難事例専門部会において審議、決定することにした。平成16年に「養育里親」及び「専門里親」の認定についても追加した。
  - ・審議会委員について、子どもの福祉を幅広い視野から審議できるように弁護士等様々な分野の専門家により構成している。
  - ・以前実施していた回数よりも予算付けしてもらい回数を増やしてもらった。
  - ・平成16年度より各児相に非常勤弁護士が配置され(それ以前は、協力弁護士制度による)、同部会への諮問の可否等についても、より客観的な視点から判断するようにしている。
  - ・(修正・改善された点)平成16年度からは本庁と中央児童相談所の両方に分属していた事務局の機能が、事実上本庁事務局に吸収された。なお要領は改正されていないので、運用上の改善である。その理由として、そもそも事務局業務を場所の離れた2ヶ所で分担するということが根本的な理由があった。このことにより、事務処理の簡素化・迅速化が図られている。
  - ・実務担当者ができる限り出席し、補足説明を充実させる。
  - ・部会運営に関しては県児童家庭課が担当している。
  - ・分かりやすい資料の作成に努めている。
  - ・部会の運営は、県本課が行っているが、特に工夫された点はない。

## 25. 児童相談所の処遇決定において専門性の向上を図るために必要なこと

- ・児童福祉司に対する研修の充実。
- ・複雑多様化する相談に適切に対応するためには、その核となる児童福祉司の専門研修が不可欠であるが、地方においては困難な状況にある。
- ・職員の資質の向上、専門職員の任用と任用後の研修体制の充実(家裁調査官)。
- ・多機能に対応するための精神科医・弁護士の配置。
- ・スーパービジョン体制の強化。
- ・専門的な知識の習得のための研修受講及び経験の積み重ね。
- ・実践的なケースワーク技術の習得のための研修受講及び経験の積み重ね。
- ・その時々職員の考え方に左右されがちであり、児童相談所として処遇決定におけるノウハウの蓄積が大切と考える。
- ・児童自立支援施設等への措置基準等、県により違いがあるように思う。他県の処遇決定

に至る過程や処遇決定に関する基本的考え方等を学習する機会があれば良い。

- ・ OJT および専門家による研修の充実。
- ・ 職員に対する専門的な知識・技能を習得させるための研修を行うこと。
- ・ 知識、見識だけでなく、実際の処遇にあたって予測される事態を踏まえて、どのような手順で処遇を実現していくかということをもとめる力を養っていくことが専門性の向上に不可欠である。
- ・ 各種研修を受けること、中でも法律の知識を深めること。
- ・ 弁護士等、法律の専門家に常に相談できるような体制づくりが必要だと思う。
- ・ 職員の資質の向上。
- ・ 適宜部会委員の意見を聴取する。
- ・ 各種研修会へ職員を派遣すると同時に個人が自己研鑽に努めることが重要であるが、職員派遣については、予算的、時間的制約があり十分とは言えない状態にある。
- ・ 児童相談所職員の資質向上と専門職員（特に児童福祉司）の増員。
- ・ 各々の立場から処遇決定について社会的診断、心理学的診断、医学的診断、児童の行動観察などから意見を交換し合い、決めている。それぞれの分野での実践的な研修、職場内でのお互いの切磋琢磨が必要である。また児童精神科医が処遇会議で助言できる環境づくりも必要である。
- ・ 処遇困難ケースについては、児童相談所部会での意見聴取が必要でありスーパーバイザーとして役割を担った職員のより適切な指導も必要である。また各職員の日々の専門家としての自己研鑽も大事である。
- ・ 職員一人ひとりの研鑽、と同時に家庭裁判所調査官に匹敵する研修を国の責任で実施すること。
- ・ 職員の資質向上が、最重要と思われる。その為に、研修やスーパービジョンの充実を図る必要があると思われる。また、個々の職員が自己啓発に努めることも必要と思われる。
- ・ 経験者と未経験者の職員配置のバランスが必要。
- ・ 処遇を統合的にとらえ、助言指導できる人材の確保。
- ・ まず、個々の職員の専門性の向上を図ることが重要で、そのためには、研修により知識、援助技術等の習得が基本で、さらに、上司、先輩等によるOJTなどの現任訓練が必要だと思う。
- ・ 専門職員の十分な配置と研修の充実等による資質の向上。
- ・ 経験を積んだ職員がいること(数年サイクルの転勤制度を変え、10年以上勤務できる体制を整えること)。
- ・ 他の児童相談所の職員との交流や、先進国のノウハウを取り入れるシステムができていくこと。
- ・ 職員のバーンアウトを防ぐためのシステムを作る(ケースを持たないスーパーバイザーを置く。家庭裁判所のように半年～1年の研修期間を定期的に持つ等)。
- ・ 現状の職員数を大幅に増やす。
- ・ 関係する専門分野の研修の充実が必要。
- ・ 各担当職員による対応、処遇会議での活発な議論。
- ・ 決定した処遇の検証。

- ・専門職員の採用や体系的な研修プログラムでの知識・技術の向上。
- ・SV体制の堅持。
- ・専門的知見に基づく組織的な判断。
- ・説明責任を果たす。
- ・職員の資質向上。
- ・専門職採用の堅持。
- ・職員それぞれの専門性向上のための研修の充実。
- ・常時、医師・弁護士等への相談環境の整備。
- ・児童精神科医・弁護士等の専門的視点・援助が必要と思われる。
- ・職員の専門性の向上。
- ・弁護士・児童精神科医・小児科医・法医学医(特に病院からの通報ケース)等の専門家に日常的或いは必要時に相談・スーパーバイズを受けられるシステムの構築。
- ・児童の問題に即して、弁護士・専門医・施設長等から「意見書」を徴収の上、総合的に判断する。さらには、児童の権利擁護のためには、他の関係者・関係機関に「情報提供を求める権利」を付与する等、法的措置が望まれる。
- ・社会診断・心理診断等各々が適切に判断が下せること。
- ・医師・弁護士等とのより密接な体制の整備。
- ・ケースをじっくり追える職員体制の整備。
- ・児童福祉司、心理・一時保護と共に、スーパーバイザーの配置とその育成研修。
- ・2週間～1ヶ月間程度の就任前の集中専門研修(各職種とも)。
- ・恒常的な専門研修の機会確保とリフレッシュ休暇取得の可能な職員体制の整備。
- ・専門的知識の向上に努めるため、各種研究会への参加が重要であると思われる。
- ・過去のケースでとった方針と結果の検証が必要と思われる。
- ・処遇会議における活発な論議。
- ・その会議に医師や弁護士をはじめ、児童福祉にかかわる職種が少なからず参加していること。
- ・児童の自己実現への援助を児相の活動の基本理念と据えて、児相の専門性は、各職員のチームによる援助活動により維持されるものと考え。チームによる援助を円滑に行い、効果的、効率的な相談援助活動を行うためには、各担当者が自己の役割と責任を自覚し、他の担当者の役割を相互に理解しあいながら内部運営を行っていく必要がある。このためにも受理・判定・処遇会議の位置付けを明確にし、職員の協議による合議制を支える所内ケースカンファレンス等の会議を重視していく必要がある。また、児童福祉審議会での協議やケースマネジメントアドバイザー事業などの活用により専門的な技術を身につける配慮も必要となる。
- ・常勤医師の配置、福祉専門職の採用・配置、研修制度の整備・充実など、職員1人ひとりの専門性の向上。
- ・法律相談担当弁護士の積極的な活用。
- ・調査・判定・評価の力量を高めること。
- ・SV対応会議のシステムの確立。
- ・SV能力の向上。

- ・多様なケースの実践、ノウハウの蓄積。
- ・児童福祉司の任用資格、トレーニングの厳しさを再認識させる。
- ・職員への質の高い研修(外部講師も)。
- ・専門職員の配置・充実と同時に専門職としての研修の充実が必要。SV に関してはさらに充実が必要。所長の児童福祉施設虐待問題についての見識を高めるための研修も必要。
- ・処遇会議に弁護士・医師等の参加を求めるなどが必要なのではないか。
- ・スーパーバイザーの採用(特に医師・弁護士・大学の教授など)。
- ・専門家の配置及び系統的な研修。
- ・受け持ちケースの適切な配分。
- ・事例の勉強会や再検討のほか、各種研修会への参加を通して、処遇決定時における対応の判断力を身につける。
- ・要養護児童の家庭や生活、意識への理解力。
- ・多岐にわたる各分野の正確な知識・判断力(複数の専門化・集団化)。
- ・施設等、処遇体制の充実と、児相側の実態理解。
- ・職員研修の充実－他業種の専門家との交流研修を含む。
- ・児童処遇にじっくり取り組み、業務を検証・研究するために必要な人員の拡充。
- ・経験豊富な人材確保。
- ・研修機会の確保。
- ・処遇決定に至るまでに必要な専門職の人材を確保する(精神科医師・弁護士等)。
- ・児相の職員経験者の異動が少なく長期に関わる体制づくり。
- ・児童相談所の処遇決定プロセスにおいて、審議会は外部の専門性・客観性が確保されるという機能が期待される(児童相談所運営指針のとおり)。しかし現状では有効に機能しているとは言えず、課題は多いと考える。
- ・外部専門家(医師・弁護士等)とのケース検討。
- ・児相スタッフの専門性を向上させる取り組み。
- ・審議会への諮問。
- ・医学や法学その他のあらゆる豊富な知識と判断力が必要。
- ・各専門職の資質の向上と連携。それを支える重層的な研修体制と所内外におけるスーパーバイズ機能の強化を図ること。さらに第三者評価の仕組みを導入し、業務内容の公開や透明性を図る努力が必要。
- ・これからの児童相談所は①相談ニーズのないケースへの法的対応②情報の取得と開示の問題など、司法分野の強化が必要となってくる。
- ・処遇内容を決定する上でよく問題になるのが、法律的判断の部分と医学的判断の部分で、嘱託等の形で弁護士・医師のケース処遇会議への参加があれば専門性が向上すると思われる。職員の専門性の向上、専門分野についての研修等はもちろん必要だが、対人関係、折衝能力、幅広い人生経験といったことが求められる。
- ・アセスメントの向上。
- ・適切なスーパーバイズ。
- ・人材育成・経験。
- ・専門職の採用と継続的な研修。

- ・異動ルールの見直し。
- ・医学的所見を得るために、常勤医の採用。
- ・スーパーバイザーの採用。
- ・経験をつんだ職員をスーパーバイザーとして配置、人事異動による対応力低下を防ぐ。
- ・数多くの事例に関わっていくこと。
- ・研修の機会を多く持つこと。
- ・児童福祉業務の専門職化を図ること。
- ・法に定める資格要件を満たす職員の任用や特に児童虐待の困難ケースに迅速、適正に対処するための研修などによる職員の資質の向上及び所内における連携。
- ・専門性は資格者の配置とその職員の経験の蓄積によってなされるが、数年の勤務で異動することもありうる公務員人事体制下の児童相談所の位置づけのままでは、専門性の蓄積ができない。
- ・児童虐待の対応のように児童相談所との関わりに拒否的な家庭の調査について、警察の捜査なみの24時間体制や立ち入り調査という行動力を児童相談所に求める法体制では、職員は疲弊し、専門性の蓄積どころではなく、児童相談所の勤務を望まない現状がある。
- ・専門性を図ることの重要性は十分認識するが、専門性を図るべき事柄が多すぎる。その中でも児童虐待への対応が児童相談所の機能に過重にのしかかっているのではないか。
- ・研修、経験、知識。
- ・法律、医療など各種専門的知見のバックアップ。
- ・自己決定の支援。
- ・職員の熱意、向上心、及び積極性。
- ・多くの経験を積むこと。
- ・スーパーバイズ機能の充実。
- ・職員への研修。
- ・組織として処遇方針決定のための徹底した議論をする。
- ・児相の処遇決定は客観性の高い相談、調査、判定、指導（援助）の統合力の上に成り立つものであり、処遇決定における専門性の向上にはこれらの客観性、専門性を向上させることが必要である。
- ・保護者に対する指導、援助プログラムを確立し、保護者を治療できる精神科医や臨床心理士を確保することが必要である。
- ・全職員への時間数を定めた研修の義務付け。
- ・研修による職員個々のレベルアップ。
- ・組織的決定、対応。
- ・医師、弁護士など専門家の活用、確保。
- ・専門職採用試験の実施。
- ・職員研修体制の整備（児童福祉司、心理判定員のみでなく、相談調査、一時保護部門も含む）、全国やブロック研修だけでなく、各都道府県で実施できるような体制、整備と予算措置。
- ・研修や自分の相談対応の振り返りが余裕をもって行える人的配置。
- ・外部専門家も含めたスーパーバイズ機能の充実。

- ・児童相談所の専門性、客観性の眼目は合議制の確保である。有資格専門職（社会福祉士など）の採用、職員絶対数の増員、待遇面での優遇措置などで合議制が十分に機能し、各職員が追いつめられ疲弊してしまわないような余裕や安心感の保障がまず優先。
- ・各職種に対する十分な研修を実施する。
- ・各機関間の十分な討議を行う。
- ・人材の確保を図る。
- ・職員の任用の問題を改善する必要がある（当児相では児童福祉司は行政の一般職で、心理のみが心理専攻からの採用であり、専門性にばらつきがある）。
- ・児童福祉や心理学の基礎的な概論、実務レベルの研修、高度に専門的な研修など、職員の資質や経験に合わせて自在に受講できる研修システムを県レベルで整えることができれば効果があると考ええる。
- ・児童福祉司のキャリアアップに沿った計画的な研修。
- ・研修会の参加機会を増やし、職員のレベルアップを図る。
- ・所長研修が義務化されたように他の職種についても研修を義務づける。
- ・職員研修の機会をふやす。
- ・全国の家庭裁判所で審議された判例や審議会で審議された事例などを収集し、児童福祉司が研鑽することが望ましい。
- ・職員個々の専門領域の専門性を高める。プレゼンテーションの技術の向上、そのための時間的余裕（時間がなさすぎる）。
- ・4、5人に一人のスーパーバイザーの配置。
- ・専門職制度を確立して人材の確保を図ること。
- ・児相の仕事の流れ自体で常に組織的な運営を心がけ、担当者任せにしないことでサービスの質を所として一定のレベルで担保する。このためには臨時の受理会議や毎週開催する処遇会議を研修的な意味合いを含めて集团的に運営すること。「こどもの人権審査委員会」へ担当職員を出席させるなどして、弁護士、医師、家裁など外部の資源や機関を積極的に活用してより多く処遇に取り入れて、視野を養うことを通して、判断力やよりよいコーディネートが可能な技量を養うこと。
- ・児童福祉司によって構成されている指導班の班長（課長補佐クラス）を地区担当をさせずに、フリーに配置して介入時や新任職員の面接や家庭訪問へ同行させるなど、初期判断の一定の担保と現任訓練をおこなえるような組織作りを図る。
- ・研修への参加、実務経験を通しての自己研鑽、所内検討会などを活用してのノウハウの蓄積。外部からの刺激、社会が何を求めているのかなどへの関心が必要である。
- ・専門職としての位置づけと経験の積みあげと検証。
- ・弁護士、医師などとのチームワークの形成。
- ・施設、里親などへ措置した養護児童のフォローアップなどをしていくことにより、処遇のフィードバックを得る。
- ・児童福祉司を中心として児相職員に現場実践の経験が十分にあること、それを土台として、一人ひとりが高い専門性を身につけることが前提である。
- ・力量のあるスーパーバイザーがいることと、関連領域（医療、法律など）の専門家の助言をすぐに受けられることも必要と思う。

- ・職員の専門性のアップ（経験と理論面の学習を十分に積んだ職員で固めるべき）。
- ・処遇決定手続きに外部機関、関係者を関与させる。
- ・専門的知識、技能（援助の基本など）を高めること。
- ・単に知識や技術の向上ではなく、クライアントの生き様を理解できる人間性を養うこと。
- ・常勤の児童精神科医と常勤の弁護士の配置。
- ・職員の意識の向上と研修。
- ・国として現在の児相の専門性を明確に示すこと。
- ・職員の数的な増員もさることながら、経験を積み重ねた質的向上が必要。
- ・的確な診断と具体的で有効性のある処遇方針。このためのマンパワーの育成。
- ・精神医学的判定を含めた心理診断、治療体制の強化。
- ・児童相談所長、児童福祉司の資質を高めるため、ケースを通して事例検討などの研修を計画的に実施する。
- ・各診断担当職員の実践的知識、技術の取得。
- ・診断担当職員の判断と診断部門機関で評価し、機関の判断にまとめ上げること。
- ・職員の資質向上のために研修体制を整備すること。
- ・組織としてスーパーバイズ機能確立すること。
- ・専門性の確立（位置づけ）とスタッフの充実。
- ・専門職制度を確立し、人材の確保を図ること。
- ・常に組織的な運営を心がけ、担当者任せにしないことでサービスの質を所として一定レベルで確保すること。
- ・スーパーバイズ機能の充実。
- ・職員の専門性の向上（研修などによる）。
- ・専門職として職員の採用を行う。
- ・多様な職種の職員による多角的な協議、検討を通じて、処遇方針の決定を行うのが児相の大きな特徴である。その意味で処遇決定における専門性のより一層の向上を図るためには、所内研修の実施あるいは外部研修への積極的な派遣を通じた職員個々の専門性の向上が必要不可欠である。
- ・ケースの初期対応における状況調査、問題点、課題の把握のための施策充実（研修、体制整備）。
- ・問題点、課題を分析するための診断の充実（小児科医、精神科医、判定員など各専門家の配置、チームによる診断体制の確保）。
- ・児童福祉司がケースワークの中心となるため、国家資格としての位置づけ。
- ・児相各部門の担当者の研修の充実。
- ・専任の児童精神科医、加えて弁護士、家裁調査官OBなどの司法関係者が必要なときにタイムリーに活用でき、判定、処遇会議にも参加できるシステムの構築が必要である。
- ・総合診断を導くためのチーム協議を形骸化させないこと。
- ・スーパーバイズ体制の強化。
- ・職員研修による資質の向上。
- ・定例的な事例検討研修の実施。当所ではH15年度より実施中。
- ・外部主催研修への参加推進。

- ・専門職制度を確立して、人材の確保を図る。
- ・児童相談所の仕事の流れ自体で常に組織的な運営を心がけ、担当者任せにしないことで援助の質を所として一定のレベルに保つようにする。
- ・専門家から助言等を得る。
- ・勉強会等ができるような時間の確保。→人員増。
- ・困難事例に対するケースカンファレンスの充実。(アセスメント、面接技術、処遇についての検証)。
- ・処遇決定の専門性の向上は、職員の専門性の確保・向上により図られるため、職員の任用資格要件の引き上げや研修体制等の整備、人事面での配慮が必要である。
- ・専門職の技術向上につながる研修の実施。
- ・対人援助職としての系統立てた人材育成。
- ・児相外のスーパーバイザーによる処遇結果の検証。
- ・直接ケースに関わる児童福祉司、心理職等のケースワーク治療の力量の向上が必要である。さらに処遇決定の場である処遇会議の内容の向上、所長・スーパーバイザー等の資質の向上が必要である。
- ・児童福祉司が心理士養成機関において、従前の枠組を越えたより実践的なカリキュラムを組むこと。
- ・臨床心理士資格を国家資格化すること。
- ・司法判断知識。
- ・犯罪心理学的知識。
- ・アセスメント技術の向上。
- ・施設入所以外の選択肢を増やす状況、条件の拡大(援助機関、治療機関、児相の職員増、エンパワメント)。
- ・医学、法律等の専門家の常勤化及びケース調査スタッフの充実。
- ・児童福祉司、心理判定員などの専門職員の増員と充実(研修等含む)。
- ・精神科医、小児科医等嘱託医の充実と体制強化。
- ・児童福祉施設等の受け入れ体制の強化。
- ・専門職員の配置の徹底。
- ・職員研修体制の充実。
- ・外部専門家の活用。
- ・知識技術など系統だった研修。
- ・経験豊かな職員(外部講師等も含む)によるスーパーバイズ。
- ・診断、判定技術の向上のための研修。
- ・調査、診断、判定等にかかわる児童相談所職員が個々の専門性を高めること。
- ・児童福祉審議会等の第三者機関が処遇決定に関与できる仕組みづくり。
- ・自己啓発を含め、研修制度の充実。
- ・児童精神科医、弁護士等、児童福祉専門職員以外のスタッフ配置。
- ・職員個人の専門性を向上させる。
- ・組織として専門性を図る。

## 26. 児童相談所の処遇決定において客観性の向上を図るために必要なこと

- ・ 児童福祉審議会への意見聴取。
- ・ 司法の判断。
- ・ スーパーバイザーの立場にある職員のケースワーク技術の向上。
- ・ ケースによっては、児童相談所部外者によるスーパーバイズの実施等も必要と思われる。
- ・ 処遇決定において、児童相談所の独断とならないよう関係者の意見を聴く機会を設ける。
- ・ 処遇決定においては、社会調査、心理判定、行動観察など出来るだけ多くの情報が必要。
- ・ 問14および、随時児相が諮問できる第三者機関の存在。
- ・ 児童相談所の処遇を検証する第三者機関等の設置。
- ・ 児童福祉審議会等、他者の意見をきく機会を持つこと。
- ・ 職員一人ひとりが広い知見と視野を持つこと。
- ・ 処遇の決定当時の見通しと、事後、そのとおりになっているかの検証を児童相談所以外の機関が行う体制、制度の構築が必要だと思う。
- ・ 職員によるきめ細かな調査。
- ・ 客観性とは、第三者から見て妥当性があるという意味合いである。第三者から見ての妥当性とは即ち、①複数のケースを比較した場合、同じような事案は同じような処遇が行われていること、②あるケースを取り上げた場合、その処遇決定それ自体が妥当と評価されうること、この2つの側面があるだろう。どちらも問18で取り上げた「児童相談所の専門性」が向上すれば、自然に達成できる課題であると思う。しかし、客観性の向上とは即ち<第三者から見ての妥当性>ということであるなら、客観性を向上させる為には「第三者への説明責任を果たす」ようなシステムの導入が考えられる。実際、介護保険や支援費制度では、「第三者評価」や「苦情処理システム」を整えることで、サービスの客観性（及び専門性）の向上を図っていることは注目すべきである。同様な考え方をすれば、児童相談所の処遇決定についても、何らかの外部委員による評価制度を導入することは考えられるだろう。児童相談所部会にもそのような第三者機関としての役割を期待しても良いかもしれない（具体的に何をどのようにして実施するかは問題だが）。
- ・ 適宜部会委員の意見を聴取する。
- ・ ケース診断のためのアセスメントにおいて、最低限の共通した調査項目を統一化し、マニュアル化を図ることが必要である。
- ・ 多様な人材を確保したうえで、複眼の視点を踏まえた処遇会議での意見決定。
- ・ 各々の担当が個人的な感情で判断しないように、できる限り異職種で対応し、該当ケースに実際にかかわらない職員の意見も求めるようにして、総合的に判断することが必要である。
- ・ 社会診断、心理診断、行動診断、医学的診断を総合化するに至る事実の積み上げ。
- ・ 特に非行児童、被虐待児の処遇に関しては困難なケースが多く保護者の同意等を得るために、弁護士、精神科医等の医師の意見や診察等を必要としたり、家裁の調査管の連携も必要である。
- ・ 子どもの問題に見合った第三者（専門家）の処遇会議への参加。場合によっては、学校関係者、施設職員、福祉事務所、保健師など関係機関の職員参加があってもよい。将来的には、本人や保護者の参加を検討する時期も来るように思われる。そのためにも、問

14による専門性の向上は欠かせない。

- ・担当個人の判断だけでなく、職員相互の協議により、多角的な視点で処遇決定することが重要と思われる。また、第三者機関による検証も効果的と思われる。
- ・所内の処遇においては、チームアプローチに心掛ける。
- ・外部機関とのカンファレンスを積極的に行い、判断の適正性を確認する。
- ・児童福祉審議会などの意見を積極的に聴き、いろいろな視点に立つての方針が出せるようにすることが向上につながるひとつの方法だと思う。
- ・社会診断や心理判定等を踏まえた的確な判断と専門スタッフによる多角的な処遇検討及び弁護士等、外部専門家への相談体制の確保等。
- ・クライアントが児童相談所の処遇に納得できなかったときに、気軽に相談できる第三者機関を整備する(たとえば、弁護士会、臨床心理士会、人権擁護委員会等に窓口を設け、第三者としての意見を聞く事ができるようにする)。
- ・定期的に事例検討会を開き、児童問題に十分な知識をもつ学識経験者の意見を聞く。
- ・保護者及び子どもの意向や意見を聞く第三者の構成メンバーによる「苦情整理委員会」を設置する。
- ・相談についてのチームによる対応、所内での活発な議論。
- ・組織的な判断システムの堅持。
- ・情報の公開(個人情報保護を前提とする)。
- ・第三者機関による検証。
- ・説明責任を果たす。
- ・児童部会のような第三者機関への相談を諮る。
- ・職員自身も研修を通じて客観性を持たせる意識・記録ができるように力をつける。
- ・児童精神科医・弁護士等の専門的視点・援助が必要不可欠と思われる。
- ・警察・司法との連携・協力関係も必要と思われる。
- ・担当児童福祉司の意見だけでなく、心理・医学診断・弁護士・第三者の見解に基づき、多角的・科学的な検証をすること。医療機関からの虐待通報ケースは原因の究明が極めて困難である。虐待か否かの判断(受傷事実と親の説明が合わない)に関し(特にシェーキング)、セカンドオピニオンやスーパーバイズを得やすくする仕組みの必要性を痛感している。
- ・児童相談所部会などの第三者機関での審査を受ける(行政権発動の場合は、全権が理想的)。
- ・施設入所・退所に当たり、保護者の意向を書面にて提出させる。
- ・評価及び検証。
- ・医師、弁護士からの判断・意見の反映。
- ・研修を通して、各種職員の専門職としての向上。
- ・スーパービジョンも含め、ていねいなケース検討会の開催。
- ・各種専門職それぞれの専門性を理解することが必要であり、理解することで客観性の向上が図られると思う。
- ・過去のケースでとった方針と結果の検討が必要と思われる。
- ・上記の専門性と同様、常勤者も必要であるが、非常勤の嘱託職員の存在は客観性にむす

- びつく。もちろん、その囑託職員が積極的に会議に参加しなければならないが。
- ・まさに児童福祉審議会の意義は大きい。
  - ・児相の処遇決定については基本的には診断主義の側面を排除することはできないが、前項で述べたようにチーム・アプローチの方式が今後の相談援助活動の主体になるものと考えられる。特に、複雑な問題を抱えたケースの診断や処遇決定にあたっては、児童福祉審議会の活用等も考えられる。
  - ・子ども虐待防止条約検討委員会、処遇困難事例検討会での検討による処遇決定過程の検証。
  - ・様々な観点から診断・評価した上で確かな判断をすること。
  - ・危機介入援助チームのような、身近で迅速なアドバイスが得られる弁護士や、児童精神科医・鑑定医などの第三者の援助体制と、児童相談部会の充実。保護者の苦情の受け皿も必要。
  - ・弁護士、法医学医師との共同作業、審議会の活用、地域ネットワークの活用等によって処遇決定にかかわるチーム活動の活発化と決定プロセスの明確化が有効と思われる。
  - ・処遇会議に弁護士・医師等の参加を求めるなどが必要ではないか。
  - ・第三者的専門委員会の創設。
  - ・多種職の合議制。
  - ・処遇、診断会議の適切な運営。
  - ・アセスメントシート等の指標の活用。
  - ・当児童相談所では全職員が参加し、多角的・重層的な立場で処遇会議を行っている。この場における判断として、各種調査や心理・医学判定の状況を明確に提示する必要がある。
  - ・要養護児童の家庭や生活、意識への理解力。
  - ・多岐にわたる各分野の正確な知識・判断力(複数の専門化・集団化)。
  - ・施設等、処遇体制の充実と、児相側の実態理解。
  - ・処遇会議において関係機関(福祉事務所・ケース担当児童相談所・施設)職員の意見を聴取し、処遇内容を決定する。
  - ・合議制による処遇決定。
  - ・関係機関との連携。
  - ・多種職から調査判定・診断等による処遇決定とチーム制の導入。
  - ・児童相談所の処遇決定プロセスにおいて、審議会は外部の専門性・客観性が確保されるという機能は期待される(児童相談所運営指針のとおり)。しかし現状では有効に機能しているとは言えず、課題は多いと考える。
  - ・外部専門家(医師・弁護士等)とのケース検討。
  - ・児相スタッフの専門性を向上させる取り組み。
  - ・審議会への諮問。
  - ・複数意見で検討しており、客観的に行われていると思う。
  - ・児童相談部会など第三者の審議機関に諮ること(現行どおり)。
  - ・処遇会議において所外の専門家や機関の参加・意見を求めること。
  - ・第三者委員会など処遇困難事例に対する診断機能をもつ仕組みを設ける。